

大 気 関 係

窒素酸化物(NO_x)総量規制
使用計画書作成の手引き

令和2年4月

大阪府環境農林水産部環境管理室

は　じ　め　に

この冊子では、「大気汚染防止法（以下「法」という。）」に基づく窒素酸化物の総量規制（以下「総量規制」という。）について説明しています。

総量規制基準は工場・事業場に設置しているばい煙発生施設から排出される全ての窒素酸化物の量に対する基準であり、工場・事業場が集合している地域であって排出基準のみでは環境基準の達成が困難であると認められる地域に対して適用されます。

大阪府では、窒素酸化物の排出量を把握する手段として「窒素酸化物総量規制に係るばい煙発生施設の使用計画」を提供しています。

総量規制基準の遵守状況の確認のためにご活用ください。

この「使用計画書作成の手引き」及び様式は大阪府のHPに掲載しています。

〈大阪府／大気保全対策〉 <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/>

目次

1 総量規制対象	1
(1) 適用地域	1
(2) 特定工場等	1
表－1 窒素酸化物に係るばい煙発生施設（令別表第1）	2
(3) 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法	3
2 総量規制基準	5
表－2 ばい煙発生施設の施設係数	6
3 使用計画書	8
(1) 使用計画書の記載方法	8
様式2の記載例	8
様式2の記載上の注意事項	9
(2) 附表の記載例、記載上の注意事項	12
附表の記載例	12
附表記載上の注意事項	13
(3) 使用計画書の位置付け	13

1 総量規制対象

総量規制の対象は、以下の「(1) 適用地域」に掲げる地域に特定工場等を設置している者及び設置しようとする者です。

(1) 適用地域

大気汚染防止法施行令（以下「令」という。）別表第3の3第3号に掲げる以下の地域です。

大阪市、堺市（美原区を除く）、東大阪市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、四條畷市、交野市、忠岡町

(2) 特定工場等

特定工場等は、適用地域に所在し、工場・事業場に設置される全ての窒素酸化物に係るばい煙発生施設（「表－1 窒素酸化物に係るばい煙発生施設」（P. 2）の施設。以下「ばい煙発生施設」という。）において使用される原料の処理能力及び燃料の燃焼能力の量を重油に換算したものの合計が2.0kL/h以上の工場・事業場をいいます。

※重油の量への換算方法は、「1 (3) 原料及び燃料の量の重油への換算方法」（P. 3）により行ってください。なお、非常用の施設は換算の対象外です。

表-1 室素酸化物に係るばい煙発生施設（令別表第1）

項	施 設 の 種 類	規 模 又 は 能 力
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気汚染防止法施行令（以下「令」という。）で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t／日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1t／時以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1t／時以上であること。
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が1000kVA以上であるもの。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が1000kVA以上であるもの。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。

項	施設の種類	規模又は能力
23	トリポリ磷酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であること。
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であるもの。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上であること。
29	ガスターイン	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L/時以上であること。
32	ガソリン機関	

備考 1) 項番号は、令別表第1に掲げる番号です。

2) 29の項から32の項までに掲げる施設のうち専ら非常時において使用される施設は総量規制対象施設から除きます。

(3) 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

下記に定める換算方法に従って計算します。

(ア) 原料

次の表の原料の種類の欄に掲げる原料ごとに同表の原料の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。

	原料の種類	原料の量	重油の量(単位 L)
1	令別表第1の3の項に掲げる焼結炉において用いられる原料	1kg	0.23
2	令別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料	1L	0.023
3	令別表第1の12の項に掲げる電気炉(アーク炉に限る。)において用いられる原料	1kg	0.08
4	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる廃棄物のうち一般廃棄物	1kg	0.56
5	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる廃棄物のうち下水汚泥	1kg	0.28
6	昭和56年環境庁告示第82号(以下「告示」という。)の各号に掲げる原料のうち前各項に掲げるもの以外のもの	1kg	当該原料の量1kg当たりの処理に伴い発生する窒素酸化物の量に相当する窒素酸化物の量を排出する重油(重油1L当たり窒素酸化物を0.00236kg排出するものとする。)の量

(イ) 燃料

次の表の燃料の種類の欄に掲げる燃料ごとに同表の燃料の量の欄に掲げる量につき、それぞれ同表の重油の量の欄に掲げる量に換算する。燃料の種類の欄に掲げる燃料以外の燃料については、当該燃料と同量の発熱量を有する重油（発熱量 1 kg 当たり 43,950kJ、比重 0.9）の量にそれぞれ換算する。

	燃料の種類	燃料の量	重油の量（単位 L）
1	原油又は軽油	1 L	0.95
2	ナフサ又は灯油	1 L	0.90
3	液化天然ガス	1 kg	1.3
4	液化石油ガス	1 kg	1.2
5	都市ガス（温度摂氏零度、圧力 1 気圧の状態に換算して 1 立方メートル当たり 45,000kJ の熱量を有するもの）	温度摂氏零度、圧力 1 気圧の状態に換算した 1 立方メートル	1.14
6	その他の燃料	1 L（固体燃料又は液体燃料にあっては 1 kg）	当該燃料の量 1 L（固体燃料又は液体燃料にあっては、1 kg）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量 1L 当たり 39,600kJ）の量

※特別の換算係数

下記のばい煙発生施設の種類の欄に掲げるばい煙発生施設において使用される燃料については、上記表により換算した量に当該ばい煙発生施設の種類ごとに係数を乗じるものとする。

	ばい煙発生施設の種類	係数
1	令別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの	3.5
2	令別表第 1 の 3 の項に掲げる煅焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの	5.0
3	令別表第 1 の 9 の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	5.3
4	令別表第 1 の 9 の項に掲げる焼成炉のうち骨材又は石灰の製造の用に供するもの	3.0
5	令別表第 1 の 9 の項に掲げる溶融炉のうちホーローフリットの製造の用に供するもの（タンク窯のものに限る。）	18.2
6	令別表第 1 の 9 の項に掲げる溶融炉のうちガラスの製造の用に供するものであつて前項に掲げるものの以外のもの（タンク窯のものに限る。）	7.0
7	令別表第 1 の 28 の項に掲げるコークス炉のうち製鉄の用に供するもの（オットー型のものに限る。）	5.5
8	ばい煙発生施設の種類の欄に掲げるばい煙発生施設のうち前各項に掲げるもの以外のもの	1.0
9	令別表第 1 の 29 の項に掲げるガスタービン	3.0
10	令別表第 1 の 30 の項に掲げるディーゼル機関	20.0
11	令別表第 1 の 31 の項に掲げるガス機関	3.0
12	令別表第 1 の 32 の項に掲げるガソリン機関	3.0

2 総量規制基準

総量規制基準は以下に掲げる式により算出される量（Q）です。なお、非常用の施設は基準算出の対象外です。

特定工場等の区分	基準の計算式
基準日前から設置されているばい煙発生施設の特定工場等	$Q=0.6 \{ \sum (C \cdot V) \}^{0.95}$
基準日以後に新たに設置または変更されたばい煙発生施設の特定工場等及び同日以後に新たに設置された特定工場等	$Q=0.6 \{ \sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$

この式において、Q、C、V、Ci 及びVi は、それぞれ次の値を表す。

Q：排出が許容される窒素酸化物の量（単位 Nm³/h）

C：特定工場等に基準日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに表-2の表に定める施設係数

Ci：特定工場等基準日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに表-2の表に定める施設係数

V：特定工場等に基準日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量（単位 Nm³/h）

Vi：特定工場等に基準日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量（単位 Nm³/h）

[基準日]

施設の種類	基準日
令別表第1（表-1）の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10m ² 未満のもの	昭和60年9月10日
令別表第1（表-1）の29の項に掲げるガスタービン及30の項に掲げるディーゼル機関	昭和63年2月1日
令別表第1（表-1）の31の項に掲げるガス機関及び32の項に掲げるガソリン機関	平成3年2月1日
上記以外の窒素酸化物に係るばい煙発生施設	昭和57年11月1日

表－2 ばい煙発生施設の施設係数

	ばい煙発生施設の種類	施設係数	
		C	C _i
1	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「令」という。）別表第1の1の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの	2.5	1.6
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの	6.5	4.6
3	令別表第1の1の項に掲げるボイラー（液体燃料を使用し、かつ、排煙脱硫装置を設置するものに限る。）のうち前2項に掲げるもの以外のもの	5.0	3.2
4	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	3.1	2.2
5	令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉のうち水素の製造の用に供するもの（天井バーナー燃焼方式のものに限る。）	4.5	3.2
6	令別表第1の2の項に掲げる施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	3.0	2.1
7	令別表第1の3の項に掲げる焙焼炉（重油煤を原料とするものに限る。）	9.5	6.7
8	令別表第1の3の項に掲げる焙焼炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	2.9	2.0
9	令別表第1の3の項に掲げる焼結炉	11.0	7.7
10	令別表第1の3の項に掲げる煅焼炉のうちアルカリの製造の用に供するもの	6.5	4.6
11	令別表第1の3の項に掲げる煅焼炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	2.0	1.4
12	令別表第1の4の項に掲げる溶鉱炉	2.0	1.4
13	令別表第1の4の項に掲げる施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	3.0	2.3
14	令別表第1の5の項に掲げる溶解炉のうち合金鑄鉄の製造の用に供する反射炉	5.5	3.9
15	令別表第1の5の項に掲げる溶解炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	3.0	2.1
16	令別表第1の6の項に掲げる加熱炉	3.8	2.7
17	令別表第1の7の項に掲げる加熱炉	3.0	2.1
18	令別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔	2.5	2.0
19	令別表第1の8の2の項に掲げる燃焼炉	1.2	0.8
20	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち石灰焼成炉（ガスを燃焼させるロータリーキルンに限る。）	14.0	9.8
21	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	6.0	4.2
22	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	9.0	6.3
23	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち骨材焼成炉	10.0	7.0
24	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	11.0	7.7
25	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉（板ガラス又はガラス織維製品（ガラス織維を含む。）の製造の用に供するものに限る。次項において同じ。）のうち液体燃料を使用し、かつ、排煙脱硫装置を設置するもの	24.0	16.8
26	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	20.5	14.4
27	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうちホーローフリットの製造の用に供するもの	70.0	49.0
28	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉（ガラスの製造の用に供するものに限る。）のうち25の項から前項までに掲げるもの以外のもの	22.4	15.7
29	令別表第1の9の項に掲げる施設のうち20の項から前項までに掲げるもの以外のもの	4.0	2.8
30	令別表第1の10の項に掲げる施設	3.0	2.1
31	令別表第1の11の項に掲げる乾燥炉	3.7	2.6
32	令別表第1の12の項に掲げる電気炉	19.0	13.3
33	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち一般廃棄物又は下水汚泥を焼却するもの（昭和57年11月1日以後に設置されたものに限る。）	7.0	7.0
34	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	8.5	7.0
35	令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉	2.0	1.4

	ばい煙発生施設の種類	施設係数	
		C	C _i
36	令別表第1の14の項に掲げる焼結炉	8.5	6.0
37	令別表第1の14の項に掲げる溶鉱炉	1.0	0.7
38	令別表第1の14の項に掲げる転炉	3.0	2.3
39	令別表第1の14の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
40	令別表第1の14の項に掲げる乾燥炉	3.0	2.1
41	令別表第1の15の項に掲げる乾燥施設	3.0	2.1
42	令別表第1の18の項に掲げる反応炉	3.0	2.5
43	令別表第1の19の項に掲げる施設のうち光ニトロ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	5.0	3.5
44	令別表第1の21の項に掲げる焼成炉	4.0	2.8
45	令別表第1の21の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
46	令別表第1の23の項に掲げる乾燥炉	3.0	2.1
47	令別表第1の23の項に掲げる焼成炉	4.0	2.8
48	令別表第1の24の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
49	令別表第1の25の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
50	令別表第1の26の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
51	令別表第1の26の項に掲げる反射炉	3.0	2.1
52	令別表第1の26の項に掲げる反応炉	3.0	2.5
53	令別表第1の26の項に掲げる乾燥施設	3.0	2.1
54	令別表第1の27の項に掲げる施設	2.0	1.6
55	令別表第1の28の項に掲げるコークス炉(製鉄の用に供するオットー型のものに限る。次項において同じ。)のうち昭和57年11月1日以後に設置され	7.0	7.0
56	令別表第1の28の項に掲げるコークス炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	11.7	7.0
57	令別表第1の28の項に掲げるコークス炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	4.0	2.8
58	令別表第1の29の項に掲げるガスタービン	7.0	5.0
59	令別表第1の30の項に掲げるディーゼル機関	49.0	40.0
60	令別表第1の31の項に掲げるガス機関	7.0	5.0
61	令別表第1の32の項に掲げるガソリン機関	7.0	5.0

備考)

昭和57年11月1日以後に新たに窒素酸化物に係るばい煙発生施設が設置される場合において、当該設置と併せて同日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設が廃止されるときにおける「2総量規制基準」(P5)の「基準日以後に新たに設置または変更されたばい煙発生施設の特定工場等」の算式の適用については、当該設置に係るすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設において算出される $\Sigma (C \cdot V_i)$ が、当該廃止に係るすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設において算出される $\Sigma (C \cdot V)$ を超えない場合は、当該設置に係るすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設の施設係数 C_i を C とみなす。

3 使用計画書

(1) 使用計画書の記載方法

様式2の記載例

備考1 合計には、交互使用の施設のうちWNOx又はC・V+c_i・V_iの小さいもの並びに予備、休止の施設は含めないこと。
2 NO_x排出量の算定式は次のとおりである。Q=K_i・[(Σ(C_i・V_i) + Σ(C_i・V_i)]

12.11.466日 トーナメント 決勝戦

終量規制基準適否

8

様式2の記載上の注意事項

1	事業所名	届出事業所名を記入する。
2	所在地	当該事業所の所在地を記入する。
3	施設番号	特定工場等における施設の番号を記入する。 (例：1号 2号 T-1 T-2 等)
4	令別表第1の 項番号	「表－1 窒素酸化物に係るばい煙発生施設(令別表第1)」に示す項番号を記入する。
5	施設係数に係る区 分番号	「表－2 ばい煙発生施設の施設係数」に示す項番号を記入する。
6	施設の種類	「表－1 窒素酸化物に係るばい煙発生施設(令別表第1)」の施設の種類に示す施設名称を記入する。 (例：ボイラー ガス発生炉 加熱炉 等)
7	施設の 設置年月日	下記のいずれかの年月日を記入する。 ・設置の届出に際して、法に基づくばい煙発生施設設置届出書の別紙1に記載した「着手予定年月日」を記入する。 ・使用及び変更の届出に際して、法に基づくばい煙発生施設使用(変更)届出書別紙1に記載した「設置年月日」を記入する。
8	施設の規模	施設の種類に応じ、伝熱面積、火格子面積、原料の処理能力、出力規模等を記入する。なお、原料及び燃料の燃焼能力以外の施設の規模を優先して記入する。
9	原料及び燃料の燃 焼能力	各施設で使用する原料及び燃料の最大燃焼能力(定格値)を記入する。 (単位：液体 kL/h、気体 10 ³ Nm ³ /h、固体 t/h)
10	使用する原料又は 燃料	(a)種類 (b)混焼割合 各施設で使用する原料及び燃料の種類(名称)、混焼割合を記入する。
11	換算係数	原料については1(3)(ア)に示す換算係数を、燃料については1(3)(イ)に示す換算係数と、特別の換算係数が設定されている施設については1(3)(イ)※に示す特別の換算係数を記入する。 数値は、1(3)(ア)及び(イ)6項に該当する場合は、小数点以下4桁目を四捨五入すること。
12	原料及び燃料使用 量の重油換算値 (WNOx)	各施設について、「9 原料及び燃料の最大燃焼能力」と「11 換算係数」を乗じてWNOxを計算し記入する。ただし、1(3)(イ)※の施設の種類の欄に掲げる施設において使用される燃料については、表－2により換算した量に、当該施設の種類ごとにそれぞれ1(3)(イ)※の係数の欄に掲げる数を乗じるものとする。 原料を用いるものについては、重油の量への換算を原料の量により行う。 数値は、小数点以下4桁目を切り捨てること。
13	使用状況	予備 予備施設に○印を記入する。 交互 交互使用する施設にあっては、(C·Vi+Ci·Vi)の大きい方の施設に○を記入し、小さい方の施設を予備の施設として○印を記入する。備考の欄に交互使用する相手の施設の施設番号を記入する。 休止 休止施設に○印を記入する。

14	単位乾き排ガス量 Go'	<p>原則として、各施設で使用する原料及び燃料の理論燃焼計算による乾き排出ガス量とする。ただし、次表に示す単位乾き排出ガス量を使用してもよい。</p> <table border="1" data-bbox="489 287 1352 934"> <thead> <tr> <th>原燃料の種類</th><th>原燃料の量</th><th>単位乾き排出ガス量 (Nm³)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 A重油</td><td>1 L</td><td>8.9</td></tr> <tr><td>2 B重油</td><td>1 L</td><td>9.3</td></tr> <tr><td>3 C重油</td><td>1 L</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>4 軽油</td><td>1 L</td><td>8.8</td></tr> <tr><td>5 灯油</td><td>1 L</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>6 一般炭</td><td>1 kg</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>7 コークス</td><td>1 kg</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>8 木材</td><td>1 kg</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>9 木炭</td><td>1 kg</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>10 都市ガス13A (45MJ/Nm³)</td><td>1 Nm³</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>11 液化天然ガス(LNG)</td><td>1 Nm³</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>12 液化石油ガス(LPG)</td><td>1 kg</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>13 都市ごみ</td><td>1 kg</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>14 下水汚泥</td><td>1 kg</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>15 紙</td><td>1 kg</td><td>4.0</td></tr> </tbody> </table>	原燃料の種類	原燃料の量	単位乾き排出ガス量 (Nm ³)	1 A重油	1 L	8.9	2 B重油	1 L	9.3	3 C重油	1 L	9.5	4 軽油	1 L	8.8	5 灯油	1 L	8.4	6 一般炭	1 kg	7.2	7 コークス	1 kg	7.2	8 木材	1 kg	3.5	9 木炭	1 kg	7.6	10 都市ガス13A (45MJ/Nm ³)	1 Nm ³	9.6	11 液化天然ガス(LNG)	1 Nm ³	9.8	12 液化石油ガス(LPG)	1 kg	11.0	13 都市ごみ	1 kg	1.9	14 下水汚泥	1 kg	1.4	15 紙	1 kg	4.0
原燃料の種類	原燃料の量	単位乾き排出ガス量 (Nm ³)																																																
1 A重油	1 L	8.9																																																
2 B重油	1 L	9.3																																																
3 C重油	1 L	9.5																																																
4 軽油	1 L	8.8																																																
5 灯油	1 L	8.4																																																
6 一般炭	1 kg	7.2																																																
7 コークス	1 kg	7.2																																																
8 木材	1 kg	3.5																																																
9 木炭	1 kg	7.6																																																
10 都市ガス13A (45MJ/Nm ³)	1 Nm ³	9.6																																																
11 液化天然ガス(LNG)	1 Nm ³	9.8																																																
12 液化石油ガス(LPG)	1 kg	11.0																																																
13 都市ごみ	1 kg	1.9																																																
14 下水汚泥	1 kg	1.4																																																
15 紙	1 kg	4.0																																																
15	排出ガス量 (乾き排出ガス量、定格能力、酸素0%換算値)	<p>「9 原料及び燃料の燃焼能力」に、「14 単位乾き排ガス量」を乗じて求めた値を記入する。</p> <p>なお、この方法により排出ガス量の算定が難しい場合は、排出ガス量、排出ガス中の酸素濃度及び水分量の実測値又は排風機等の能力をもとに排出ガス量を決定し記入する。熱源が電気である施設（電気炉（アーク炉に限る。）を除く。）にあっては、排出ガス量を0とする。</p>																																																
16	排出ガス量	<p>V : 5ページ目「2 総量規制基準」に示す基準日前に設置された施設から排出される排出ガス量</p> <p>Vi : 5ページ目「2 総量規制基準」に示す基準日以後に設置された施設から排出される排出ガス量</p> <p>数値は、小数点以下4桁目を切り捨てる。</p> <p>※スクラップ・アンド・ビルトの取扱いについて</p> <p>更新等のために基準日前に設置された対象施設を廃止し、これに替えて対象施設を設置する場合は、当該設置される対象施設に係る $\Sigma (C \cdot Vi)$ のうち、当該廃止される対象施設に係る $\Sigma (C \cdot V)$ に相当する範囲を基準日前に設置されたものと同様 $\Sigma (C \cdot V)$ として取り扱う。</p>																																																
	施設係数	<p>ばい煙発生施設の施設係数（表－2）に示す施設係数を記入する。</p> <p>C : 5ページ目「2 総量規制基準」に示す基準日前に設置された施設の施係数</p> <p>Ci : 5ページ目「2 総量規制基準」に示す基準日以後に設置された施設の施設係数</p>																																																
	$C \cdot V, Ci \cdot Vi$	<p>各施設について、$C \cdot V, Ci \cdot Vi$ を計算し記入する。</p> <p>数値は、小数点以下4桁目を切り捨てる。</p> <p>なお、予備及び休止の施設ならびに交互使用の施設のうち $C \cdot V + Ci \cdot Vi$ の小さい施設については除く。</p>																																																

		予備	予備施設に○印を記入する。
17	使用状況	交互	交互使用する施設は、 $(C \cdot V + Ci \cdot Vi)$ の大きい方の施設に◎を記入し、それ以外の施設を予備扱いとして○印を記入する。備考の欄に交互使用する相手の施設の施設番号を記入する。
		休止	休止施設に○印を記入する。
18	施設管理値	N値	N値は、施設ごとに最大窒素酸化物排出濃度 ($O_2 = 0\%$) を記入する。 N値は、原則として1時間の平均値とする。 N値は、以下の条件を満足することが必要である。 ・最大 NOx 排出量合計値 $\sum \left(\frac{1}{100} N \cdot (V+Vi) \right) \leq$ 許容排出量 Q ・N値は、法の排出濃度基準を満足していること。
		最大 NOx 排出量	最大 NOx 排出量 $\frac{1}{100} N \cdot (V+Vi)$ は、各施設について記入欄に示す計算方法により求めた値を記入する。 数値は、小数点以下4桁目を切り上げること。
19	NOx 対策の内容		NOx 排出量の低減化のための対策を施設ごとに記入する。対策なしの施設の場合は、空欄とする。
20	NOx 許容排出量 Q		総量規制基準の算式により、当該特定工場等の NOx 許容排出量を算出し記入すること。 数値は小数点以下4桁目を切り捨てる。
21	備考		<ul style="list-style-type: none"> ・交互使用している場合は、組合せがわかるように相手側の施設名を記入すること。 ・スクラップアンドビルの状況を記入すること。 ・施設の使用状況について変更があった場合は、その期日を記入すること。

(2) 附表の記載方法

附表の記載例

附表の記載上の注意事項

1	届出値を変更する場合(N値を変更する場合、新たにN値を設定する施設で過去に測定実績がある場合)に添付する。	
2	附表は施設ごとに作成する。	
3	施設番号 施設の種類	別紙2で記入した施設番号、施設の種類を記入する。
4	各項目 整理表下部にある各項目の記入内容を参照し記入する。	
	換算 NOx 濃度 (ppm)	次の式により求め記入する。 $\frac{\text{（実測NO}_x\text{濃度 (ppm)}\text{）} \times 21}{21 - (\text{実測O}_2\text{濃度 (ppm)})}$
5	測定法	測定時に採用した測定法の名称を記入する。
5	横軸に負荷 (%)、縦軸に換算 NOx 濃度 (ppm) をプロットしたグラフを貼付又は別紙として添付する。	

(3) 使用計画書の位置付け

特定工場等から排出される窒素酸化物の排出量を把握し、基準遵守状況を確認するために計画書をご活用ください。

計画書に基づき算出した貴工場又は事業場における基準値と実際に排出している窒素酸化物の量を比較し、総量基準を遵守しているかどうか確認してください。

なお、計画書作成に係る相談窓口は、工場又は事業場の所在地により異なります。

工場・事業場の所在地	相談窓口
島本町、摂津市、交野市、四條畷市、門真市、守口市、大東市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市	大阪府環境管理室事業所指導課大気指導グループ TEL : 06-6941-0351 (代)
高石市、和泉市、熊取町、田尻町、泉南市、岬町	大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課 TEL : 072-439-3601 (代)
その他の市町村	各市町村の環境担当部署

市町村環境担当部署は下記URLをご参照ください。

〈大阪府／届出の相談・提出先等〉

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/soudannsaki.html>